

## 石垣市移住・定住支援協議会設置要綱

## (設置)

第1条 本市において将来的に見込まれる人口減少の流れを食い止め、持続可能な地域社会を実現する観点から、本市への移住・定住に関する支援の充実を図るため、石垣市移住・定住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 移住・定住支援に関する施策の検討に関すること。
- (2) 移住・定住支援に関する関係機関の連携に関すること。
- (3) 移住・定住支援に関する施策の進捗、把握及びその評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市への移住・定住支援に関する必要な事項

## (組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係団体
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の翌年度の3月31日までとする。委員の変更又は追加があった場合において、新たに就任する委員の任期についても同様とする。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長を務める。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庁内協議会)

第6条 移住・定住支援に関し、専門の事項を調査及び検討するため、協議会とは別に石垣市移住・定住支援庁内協議会（以下「庁内協議会」という。）を設置する。

2 庁内協議会に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

